大垣市景観計画及び景観条例に基づく 行為の届出の手引き

大垣市都市計画課 景観整備グループ

はじめに

大垣市は、良好な景観の形成の主役である市民・事業者のみなさんとともに、 大垣市らしい魅力ある景観まちづくりに取り組んでいくため、平成 20 年 12 月に、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方や 方針、誘導策としてのしくみや基準、実現化方策などを明らかにした、景観法 に基づく「大垣市景観計画」を策定しました。

さらに、景観法の施行その他景観の形成に関する施策の実施について必要な 事項を定める「大垣市景観条例」を平成 21 年 3 月に制定しました。

これに基づき、景観に大きな影響を与えるおそれがある一定以上の建築行為を行う場合などについては「大垣市景観計画及び景観条例に基づく行為の届出」が必要となりますので、そのあらましを紹介します。

「大垣市景観計画」及び「大垣市景観条例」の趣旨を十分ご理解のうえ、大 垣市の良好な景観の形成のため、ご協力をお願いします。

日 次

	国市景観計画及び景観条例に基づく行為の届出制度の らまし ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	届出が必要となる区域及び区域における景観形成に 関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	景観形成のための行為の制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	届出の対象となる行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	景観計画区域内における届出の適用除外・・・・・・	8
5	届出の方法・・・・・・・・・・・・・・・	Ю

大垣市景観計画及び景観条例に基づく行為の届出制度のあらまし

目的

この制度は、まちの景観を構成する重要な要素となっている建築物や工作物、土地の形質の変更、屋外における物件の堆積、木竹の伐採などのうち、一定規模以上のものについて、景観に配慮していただくことで、大垣らしい景観まちづくりを進めるものです。

これらの行為で、届出の対象となるものについては、あらかじめ、大垣市景観計画に定める「景観形成に関する方針」、「景観形成のための行為の制限」に適合するように配慮したうえで、大垣市に行為の届出をすることになります。

1 届出が必要となる区域及び区域における景観形成に関する方針

〇届出対象区域

大垣市景観計画の対象区域である市全域において、届出対象となる行為について、届出が必要となります。

なお、地域の景観特性や土地利用状況を考え、市全域を4つの景観形成区域に区分し、 それぞれの区域の特性を活かした「景観形成に関する方針」及び「景観形成のための行 為の制限」を定めています。区域の区分は次のとおりです。

ただし、市内でもさらに重点的に景観形成を行う地域として、南一色町くすの木台景観形成重点地域を指定しています。同地域の「景観形成に関する方針」及び「景観形成のための行為の制限」については、「南一色町くすの木台景観形成重点地域 景観まちづくりのルールブック」をご覧ください。

景観形成区域区分	対象地域	区分	面積
① 賑わいの情景区域	大垣地域	商業地域	約 208 ha
② 暮らしの情景区域	大垣地域	近隣商業地域及び 住居系・工業系地域	約 3,262 ha
	墨俣地域	市街化区域	
③ 田園の情景区域	大垣地域	市街化調整区域	約1011 ba
	墨俣地域	市街化調整区域	約 4,844 ha
④ 里山の情景区域	上石津地域	全区域	約 12,338 ha

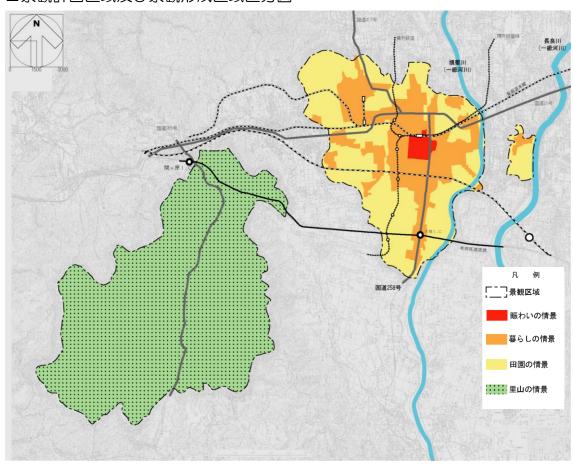
○景観形成に関する方針

各景観形成区域における景観形成に関する方針は次のとおりです。

景観形成区域区分	景観形成に関する方針
	〇中心市街地にみられる歴史資源を保全活用し、大垣らしさの感じ
	られる景観を形成していきます。
 (1) 賑わいの情景区域	〇大垣駅周辺の再整備等を推進し、西濃の中核都市にふさわしい風
① 跳170107间泉区域	格のある景観を形成していきます。
	〇大垣駅通りの商店街の活性化や建築物等の修景等により、賑わい
	のある通りを形成していきます。

	○建築物等への配慮と緑化による住宅景観形成を図っていきます。
② 暮らしの情景区域	〇隣接した住宅地に配慮した産業景観を形成していきます。
	〇産業都市大垣らしさを感じさせる、地域の重要な景観要素となっ
	ている建造物については、積極的に保全を促していきます。
	〇大垣地域の南部にみられる大垣と水との関わりを示す生活様式
	である水屋などの輪中景観を保全していきます。
	〇田園集落については、集落内の寺社林等の保全を積極的に行うと
③ 田園の情景区域	ともに、建築物等についても配慮を行い、集落としてのイメージ
	を維持していきます。
	〇農地については、多面的機能を地域住民全体で理解し、機能や景
	観の保全に努めます。
	〇里山の景色を保全するため、建築物等についても配慮し里山集落
	としてのイメージを維持していきます。
④ 里山の情景区域	〇森林の適正管理を行い、緑景観を保全します。
	〇農地については、地域住民全体で荒廃を防止し、里山景観を保全
	します。

■景観計画区域及び景観形成区域区分図



※景観形成重点地域について、本区域区分図には掲載されていません。都市計画課までお問い合わせください。

2 景観形成のための行為の制限

建築物・工作物の新築等、土地の形質の変更、堆積、伐採について、景観法第8条第2 項第3号に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項は、次のとおりとします。

ただし、南一色町くすの木台景観形成重点地域については、「南一色町くすの木台景観形 成重点地域 景観まちづくりのルールブック」をご覧ください。

1)建築物

▽市域全域における行為の制限

項目	制 限 の 内 容
	Oマンセル表色系による外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする。
	O以下の色彩については、この限りではない。
色彩	• 見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色 される部分の色彩
	・表面に着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げ られる部分の素材本来の色彩
	・寺社仏閣等、伝統的な様式によるもの
	O周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。
	O河川に面する場所では、水辺空間との調和に配慮する。
形態・意匠	〇屋上設備は、目立たない位置に設け、建築物本体及び周辺景観との調和に 配慮する。
	O屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える 影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。
敷地の緑化	〇周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、 樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う。
	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺の伝統的建築様式との調和に 配慮した素材を使用する。
素材	O歴史的な景観を有する区域以外にあっては、周辺景観に調和し、長期間に わたり良好な景観が維持できる素材を使用する。
照 明	O使用光源は穏やかなものとし、周辺の環境に配慮する。

※マンセル表色系: どのような色(色相)が、どれくらいの明るさ(明度)で、かつ、どれくらいの鮮やかさ(彩度)で使用されているかを表現する数値 (P.16 参考資料参照)

※見付面積:正面から見たときに見える部分の面積

▽景観形成区域区分ごとの行為の制限

景観形成区域区分ごとの行為の制限は次のとおりです。各区域においては「市域全域における行為の制限」と合せて、それぞれの区域の行為の制限が適用されます。

① 賑わいの情景区域

~			
	項		制限の内容
	形態•	• 意匠	O高層又は長大な壁面となる場合は、壁面の分節化などにより圧迫感を軽減 するよう努める。
	7,572.	, <u>,</u> ,,	〇特に歴史的な景観を有する地域にあっては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺の建築物との調和に配慮する。
	位	置	O特に歴史的な景観を有する地域にあっては、まちなみの連続性に配慮する。

② 暮らしの情景区域

項目	制 限 の 内 容
形態・意匠	〇歴史的な景観を有する地域にあっては、外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺の建築物との調和に配慮する。 〇住宅地と隣接する工業地にあっては、住宅地との調和に配慮する。
位置	○歴史的な景観を有する地域にあっては、まちなみの連続性に配慮する。 ○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、威圧感及び圧迫感を与えない よう、極力道路から後退する。

③ 田園の情景区域

項目	制限の内容
形態・意匠	○周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るため、屋根の形態はスカイラインやまちなみの形成に配慮する。
位置	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ修景緑化を図るための空き地を確保するため敷地境界線から極力後退する。○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。
敷地の緑化	〇集落地の外周部においては、広範囲からの視線に配慮して、樹種の構成及 び樹木の配置を考慮した植栽を行う。

④ 里山の情景区域

<u> </u>	=-21
項目	制限の内容
形態・意匠	○周辺建築物の屋根が入母屋や切妻などである地区では、これらの屋根の形態との調和を図るとともに山稜との調和を図るため、屋根の形態はスカイラインやまちなみの形成に配慮する。
位置	○歴史的な景観を有する区域にあっては、周辺に与える威圧感を軽減し、かつ、修景緑化を図るための空き地を確保するため、敷地境界線から極力後退する。○歴史的な景観を有する区域以外にあっては、威圧感及び圧迫感を与えないよう、極力道路から後退する。

2) 工作物

項目	制 限 の 内 容
配置・高さ	O周辺の景観及びまちなみとの調和に配慮する。
色 彩	Oマンセル表色系による外観の色彩は、明度2以上かつ彩度8未満とする。
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 ○建築物と一体となっているものは、本体と調和を図るとともに、スカイラインに与える影響を軽減させるよう、すっきりとした形態とする。
素材	〇周辺景観に調和し、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用 する。
緑 化	O道路等の公共空間等との境界部分は緑化に努める。

3) 土地の形質の変更

項		制限の内容
方	法	○造成などに際しては既存樹木を保存するよう配慮する。○造成などに係る切土及び盛土に伴いのり面が生じる場合にあっては、適切な植栽を行う。○擁壁などの構造物は、石材などの自然素材を用いる。ただし、これにより難い場合はこれを模したものを用いる。これらの素材を用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽などによる修景措置を講じる。
そ 0	D 他	〇当該開発行為の区域において継続的な景観形成ができるよう、地区計画、景観協定、建築協定及び緑地協定などを定めるように努める。

4) 堆積

項目	制 限 の 内 容
方 法	〇屋外における物件の集積又は貯蔵は、周辺の景観を乱さぬよう配置し、 高さを抑え、整然とした積み上げ方とする。 〇周辺から目立たないよう生垣等により遮蔽する。

5) 木竹の伐採

項		制限の内容
伐	採	○大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努力する。やむを得ない場合は、周辺環境への影響を最小限に留めるよう努力する。
環	境	O生態系へ配慮する。

3 届出の対象となる行為

景観計画に基づく届出対象行為は、景観法第16条第1項の規定に基づき、次のとおりとします。

〇一般の区域(景観形成重点地域以外の地域)における届出の対象となる行為

	区分	}	届出対象行為
			高さが 15mを超え、又は延床面積が 1,500 ㎡以上の建
建	築	物	築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を
			変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
			高さが 15mを超える工作物の新設、増築、改築、若し
エ	作	物	くは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しく
			は模様替又は色彩の変更
			土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの
+++1/	の形質の	亦声	①変更に係る土地の面積が3,000 ㎡以上のもの
T 1130	りが良り	及史	②変更に伴い生ずるのり面、よう壁の高さが 5mを超え、
			かつ、長さが 10m以上のもの
堆		積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆
旺			積で、堆積に係る面積が 500 ㎡以上のもの
木竹	ケのは	以 採	行為に係る面積が3,000㎡以上のもの

[※]建築物・工作物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。

○景観形成重点地域における届出の対象となる行為

ただし、南一色町くすの木台景観形成重点地域については、「南一色町くすの木台景観形 成重点地域 景観まちづくりのルールブック」をご覧ください。

[区分	}	届出対象行為
			延床面積が10㎡を超える建築物の新築、増築、改築、若
建	築	物	しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しく
			は模様替又は色彩の変更
Т	作	物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を
	TF	7//	変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
			土地の形質の変更で、次のいずれかに該当するもの
+++1	の形質 <i>0</i>	亦古	①変更に係る土地の面積が1,000 m以上のもの
T 160	りが良り	及史	②変更に伴い生ずるのり面、よう壁の高さが3mを超え、
			かつ、長さが 10m以上のもの
堆		積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
旺		人	で、堆積に係る面積が300 ㎡以上のもの
木竹	ケのは	戈 採	行為に係る面積が1,000㎡以上のもの

4 景観計画区域内における届出の適用除外

次に掲げる行為については、届出対象行為に該当する場合であっても、届出は不要となります。

1) 景観法に規定する届出の適用除外となる行為(景観法第16条第7項各号)

▽景観法第16条第7項の主な内容

- ○通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 仮設の工作物の建設等
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 〇非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- ○景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 〇景観計画に景観法第8条第2項第5号ロに掲げる行為が定められた景観重要公共施設 の整備として行う行為
- ○その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為
- 2) 景観法に基づく条例に規定する届出の適用除外となる行為

▽景観計画区域内における届出の適用除外(大垣市景観条例第20条)

- 〇別表(※次項参照)の左欄に掲げる景観計画区域の区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為
- ○景観法第16条第1項第3号に規定する行為
- 〇その他、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為(景観法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。)であって、規則で定めるもの
- 3) 景観法に基づく条例規則に規定する届出の適用除外となる行為

▽届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 (大垣市景観条例施行規則第13条)

〇仮設の建築物の建築等(景観法第16条第1項第1号の建築等(仮設の期間が 1 年を 超えるものを除く。)をいう。)

.....

- ○工作物の新設、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え、又は外観の色彩の変更で、 次に掲げるもの
 - ア 煙突又は街灯、照明灯その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の高さが 地上から6メートル以下のもの
 - イ 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの又は電気供給若しくは 有線電気通信のための電線路又は空中線(その支持物を含む。)で、当該行為に係る 部分の高さが地上から15メートル以下のもの
 - ウ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽その他これら に類するもので、当該行為に係る部分の高さが地上から4メートル以下のもの
 - エ 門、塀、擁壁、垣、柵、金網その他これらに類するもの(その支持物を含む。)で、 当該行為に係る部分の高さが地上から2メートル以下で、かつ、長さが5メートル以 下のもの
 - オ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもので、当該行為に係る部分の高さが地上から5メートル以下のもの

- カ 自動車車庫の用途に供するもので、当該行為に係る部分の高さが地上から5メートル以下で、かつ、築造面積が50平方メートル以下のもの
- キ クラッシャープラント、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの、並びに石油、ガス、液化石油ガス、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの、又は汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設で、当該行為に係る部分の高さが地上から5メートル以下で、かつ、築造面積が10平方メートル以下のもの

※大垣市景観条例 別表(第20条関係)

景	観	形	戍	重	点	地	域
又	は	景	観	形	戍	Ŧ	デ
ル	地	域	以	外	\mathcal{O}	景	観
計	禰	∇	惐				

高さが15メートル以下、かつ、延床面積が1,500 平方メートルを超えない建築物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの。

高さが 15 メートル以下の工作物(増築又は改築後において該当することになるものを含む。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの。

- 第19条第1号に規定する行為で、次に掲げるもの
 - (1) 変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えないもの
 - ② 変更に伴い生ずるのり面又はよう壁の高さが 5メートル以下、又は長さが10メートルを超え ないもの

第19条第2号に規定する行為で、堆積に係る面積が500平方メートルを超えないもの

第19条第3号に規定する行為で、行為に係る面積が3,000平方メートルを超えないもの

景観形成重点地域

延床面積が10平方メートル以下の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超えないもの

工作物の外観の変更となる修繕若しくは模様替又は 色彩の変更で当該行為に係る部分の面積が過半を超 えないもの

- 第19条第1号に規定する行為で、次に掲げるもの
 - (1) 変更に係る土地の面積が 1,000 平方メートル を超えないもの
 - (2) 変更に伴い生じるのり面又はよう壁の高さが 3メートル以下、又は長さが10メートルを超え ないもの

第19条第2号に規定する行為で、堆積に係る面積が300平方メートルを超えないもの

第19条第3号に規定する行為で、行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの

5 届出の方法

届出が必要となる行為に着手する30日前までに、大垣市都市計画課に「景観計画区域内 行為届出書」と必要となる添付図書を2部ずつ提出してください。

○添付図書

	図] 書
行 為		記載すべき事項等
建築物又は工作物 の新築、増築、改 築若しくは移転、	建築物又は工作物の敷地の位置 及び当該敷地の周辺の状況を表示する図書	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色 彩の変更	当該敷地及び当該敷地の周辺の 状況を示す写真 当該敷地内における建築物又は 工作物の位置を表示する図面	・行為地を含む付近の状況が判断できるもの・方位、敷地の形状及び寸法・届出に係る建築物又は工作物と他の建築物又は工作物の別・隣接する道路の位置及び幅員・既存樹木及び植栽樹木の位置、樹
	彩色が施された立面図(各面) 平面図	種、樹高及び本数 ・建築物又は工作物の高さ ・各面の寸法、仕上げ材料、色彩、 開口部の位置、付属設備 ・方位及び寸法 ・開口部の位置
	 着色した完成予想図	
土地の形質の変更	位置図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
	付近見取図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
	現況写真	・行為地を含む付近の状況が判断できるもの
	設計図又は施工方法を明らかに する図面	・方位、行為後の法面、擁壁その他 の構造物の位置、種類及び規模
	現況図	・方位、当該行為地及び周辺の土地利用状況・隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	・方位、行為後の土地利用計画及び 緑化計画
	縦横断図	・行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	着色した完成予想図	

′年 →	区	書
行 為 	種類	記載すべき事項等
屋外における土 石、廃棄物、再生	位置図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
資源その他の物件 の堆積	付近見取図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
	現況写真	・行為地を含む付近の状況が判断で きるもの
	設計図又は施工方法を明らかにする図面	・方位、敷地の形状及び寸法・物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ、遮蔽物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員
	着色した完成予想図	
木竹の伐採	位置図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
	付近見取図	・方位、道路、目標となる地物及び 行為の位置
	現況写真	・行為地を含む付近の状況が判断で きるもの
	設計図又は施工方法を明らかに	・ 行為内容及び施工方法
	する図面	・行為前の土地の状況及び行為後の 土地の状況
	着色した完成予想図	

行為の構想・計画

相談•事前協議

具体的な計画を立てる前に、景観に関する 事項について事前にご相談ください

届出が必要

届出対象行為(P.7)に該当する 場合は、事前に届出が必要となり ます

届出が不要

届出対象行為に該当しない行為、 または適用除外とされている行為 (P.8~9) は届出が不要です

行為の届出

景観計画区域内行為届出書に必要な図書(P.10~11)を添付して、 2部提出してください

景観計画との適合審査

景観計画に定める行為の制限への 適合を審査します

不 適 合

適 合

助言•指導•勧告

٠.

行為の制限に適合するよう助言・指導、または勧告を行います

必要に応じ、大垣市都市計画 景観審議会または景観アドバ イザーの意見を聴きます

審査結果の通知

行為の制限に適合してい ることを通知します

設計の変更

助言・指導・勧告に基づ き、設計の変更をしてい ただきます

行為の着手

届出を行った場合、届出日から 30 日を経過した後、 行為に着手できます

○届出様式

①景観計画区域内行為届出書(表面)

第6号様式	(第11条関係)				<i>F</i> -		
大垣市長		様			午	月	
		届出者	電話番号 () あっては、主が 称並びに代表	たる事務所 者の氏名	— 所の所在	地
	景箱	見計画区域	成内行為届出	書			
	6条第1項の規 図面を添えて次				内におり	ける行	為し
行為地の所在	地	大垣市					
景観計画区域	区分	□景観形	成重点地域 成モデル地域 外の景観計画	口にぎわり	方情景区: 背景区域	区域	也域
設計者	住所 氏名			an ar			
工事施工者	住所			电品	() –	
工事施工省	氏名			電話	() –	
	建築物		□増築 [変更(□修繕	□改築 []移転		更)
		口外観の	変更(□修繕	□改築 [□模様替》		彩の変	更)
	工作物	(行為の内	7 容)				
行為の種類	工作物 土地の形質の 変更 屋外における土 石、廃棄物その 他の物件の堆積	(行為の内	3容)				
行為の種類	土地の形質の 変更 屋外における土 石、廃棄物その						

(裏面)

	用途			構造	
	階数	地上 階		高さ	m
		届出部分		届出以外の部分	合計
建築物概要	敷地面積		m^2	m^2	m^2
是来101%女	建築面積		m^2	m ²	m^2
	延べ面積		m^2	m ²	m^2
	仕上材	屋根		外壁	
	色彩(マンセル値)	屋根		外壁	
	種類	規則第2条第	뭉	構造	
	高さ		m (±	地上からの高さ	m)
工作物無面	高さ m (地上からの高さ m) 長さ・延長 m 幅員 届出部分 届出以外の部分 合計 築造面積 m² m²	m			
工作物概要		届出部分		届出以外の部分	合計
	築造面積	・延長 m 幅員 m 届出部分 届出以外の部分 合計 m² m² m²			
	仕上材			色彩 (マンセル値)	
	敷地面積		m^2	行為面積	m^2
	法面擁壁の高さ			法面擁壁の長さ	
土 地 の 形 質 の変更概要	行為の目的				
の友文帆安	行為の内容	切土 (その他 (I	m³) 盛土 (m³)
	法面擁壁の処理				
屋外におけ	行為の目的				
る土石、廃棄物その他の	敷地面積		m^2	行為面積	\mathbf{m}^2
物件の堆積	堆積物の種類			堆積の高さ	m
概要	堆積期間			遮蔽等の処理	
	行為の目的				
木竹の伐採	敷地面積		m^2	行為面積	m^2
概要	伐採木竹の高さ		m	伐採木竹の種類	
	本数			平均樹齢	

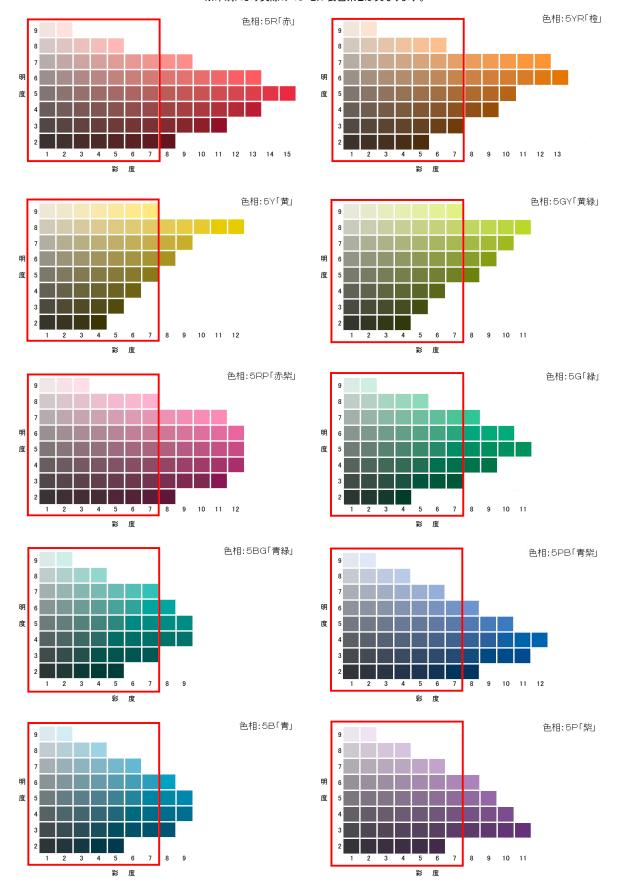
- 注 1 届出書は、正・副 2 通提出してください。
 2 届出者欄には、建築主又は築造主を記入してください。(法人、団体等の場合にはその代表者)
 3 該当する□の中にレ印をつけてください。
 4 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
 5 色彩欄には、マンセル値を記入してください。
 6 この届出書には、別表第1に掲げる図書を添付してください。

(景観計画区域内行為変更届出書)

	号様式(第						年	月	
大	垣市長		様						
				住	所				
			届出者						
) あっては、主: 弥並びに代表	たる事務所	ー 所の所在	E地
					及び名1	水型 ひに代衣	有の氏名		
		=	49 31 	+ 4= X	亦可見	111.4			
		声	: 観計画区域	内行為	変 更 届	出書			
景	観法第16:	条第2項	の規定により	り、大り	亘市景領	見計画区域	内にお	ける行	一為
内容	を変更しま	すので、	関係図書を消	系えて₹	欠のとま	おり届け出	ます。		
行為	地の所在地		大垣市						
			□景観形成 □景観形成		-				地坝
	計画区域区分)			L = C 44	□賑わい			
景観			□上記以外	の景観言	「囲区域	□田園の	青景区域		
景鶴	l計画区域内 受付年月日		□上記以外 年 第				青景区域		
景鶴			年		B	□田園の	青景区域		
景鶴出書	受付年月日		年		B	□田園の	青景区域		
景出変更する設	変更事項		年		B	□田園の	青景区域		
景出 変更する設計又	受付年月日	・番号	年		B	□田園の	青景区域		
景出 変更する設計又は施行	変更事項	・番号	年		B	□田園の	青景区域		
景出 変更する設計又は施	変更事項	変更前	年		B	□田園の	青景区域		

マンセル表色系による色彩の規制範囲の例

※印刷により実際のマンセル表色系とは異なります。



大垣市景観計画及び景観条例に基づく 行為の届出の手引き(平成21年4月作成)

大垣市 都市計画課 景観整備グループ
TEL 0584-81-4111 (代表) 内線 667・669
0584-47-8694 (直通)
FAX 0584-81-4869

ホームページアドレス: http://www.city.ogaki.lg.jp/0000002415.html

(平成 26 年 10 月現在)